

IV まとめと考察



IV まとめと考察

1) 組織の基盤整備について

県等協会において法人格を有しているのは約4割の協会であった。公益法人改革に加えて、日本障がい者スポーツ協会が法人格取得を推奨したこともあり、前回調査（平成22年度）から7協会が新たに法人格を取得した。法人格は「一般社団法人」が8協会と最も多く、ついで「公益財団法人」の7協会である。ただ、協会の設立経緯や協会が障がい者スポーツセンターの指定管理者になっている場合など、地域の実情に応じて理由は様々であり、本調査においては、法人格の有無と協会運営や実施事業についての関連性はみられなかった。

県等協会の役員数をみると、多くの協会が10人～30人規模であった。役員の実所属組織は「障がい当事者団体（身体障がい）」が49協会と最も多く、ついで「障がい当事者団体（知的障がい）」44協会、「社会福祉協議会」34協会であった。一方で、「医療機関」の役員がいる協会は少なく、また、「普通学校・高校」の役員がいる協会が一つもないことは、特別支援学級の児童生徒のスポーツ環境を整備していくうえでは、一つの課題と言えよう。

職員数は、43協会（75.4%）が2～7人規模であった。協会の自主財源で専任職員を雇用している協会と、協会を運営する法人・団体の職員を専任職員として配置している協会は、それぞれ約4割であった。

現状としては社会福祉協議会や身体障がい者福祉協会などの福祉関係団体の職員が協会業務を兼務している業務形態がみられた。そうした福祉関係団体の本来業務は、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者や保健・医療・教育など関係機関と連携して、地域住民の生活全般を支援することであり、障がい者のスポーツ振興に関わる業務は本来業務の中の一部であるため、業務範囲や業務時間などは物理上限られ、新たな事業の企画や運営等の展開を望んでも実際は実施することが難しいとの声が多い。

現在、スポーツは障がいの有無に関わらず、皆がその価値を共有すべきものであるという考えが浸透しはじめ、その機運の高まりとともに地域のスポーツ現場では、障がい者スポーツ関連団体だけでなく、一般のスポーツ関連団体からの連携についての打診も出てきており、新たな人材、団体等との連携、協働の動きに応じていくことも必要である。

今後、地域において、障がい者が身近な場所でスポーツに親しむためには、市町村も含めた行政をはじめ、その現場で活動している組織・団体、指導者・支援者などと顔の見える関係を築いていくことが重要であろう。すでにある社会資源を生かしながら、協会が地域のコーディネーター役として、課題の改善、地域の要望に対応できる仕組みを作ることが望ましい。そのためにも、地域のキーパーソンとしての責務を担う専任職員の配置、増員が、今後、地域の組織・団体との連携体制を強化し、障がい者スポーツの振興を進めるうえでは必須であり、そのような職員体制の充実を期待したい。

2) 実施事業について

全スポ関連事業(予選会、選手派遣、強化練習会)、「スポーツ教室の企画・実施」、「障がい者スポーツ指導者養成」、「広報」などの事業においては、それぞれ7割以上の協会が事業を実施していた。一方で、協会が実施している事業として少なかったのが、「クラブ育成・支援」(56.1%)、「地域の活動拠点の拡大・支援」(49.1%)、「障がい者スポーツ指導者以外のボランティア養成」(40.4%)である。地域において障がい者スポーツを根付かせていくことが協会の主な役割の一つであることを考えると、いずれも欠かせない事業であるため、協会が中心となり、他の団体・組織と協働して、実施可能な体制を作ることが求められる。

また、推進計画策定の審議会メンバーに協会の役職員が入っているのは、前回調査(平成22年度)と同様、約4割の協会であった。ただ、地域の障がい者スポーツ関係者は、協会役職員以外にも、障がい者スポーツセンター職員、障がい当事者、パラアスリートなどがあり、そうした関係者がメンバーに名を連ねている可能性もあるため、協会役職員が審議会メンバーに入っているかどうかだけで、地域の障がい者スポーツ振興体制を評価するのは難しいが、メンバーに入り、地域における障がい者スポーツ推進に関与していくことに期待したい。

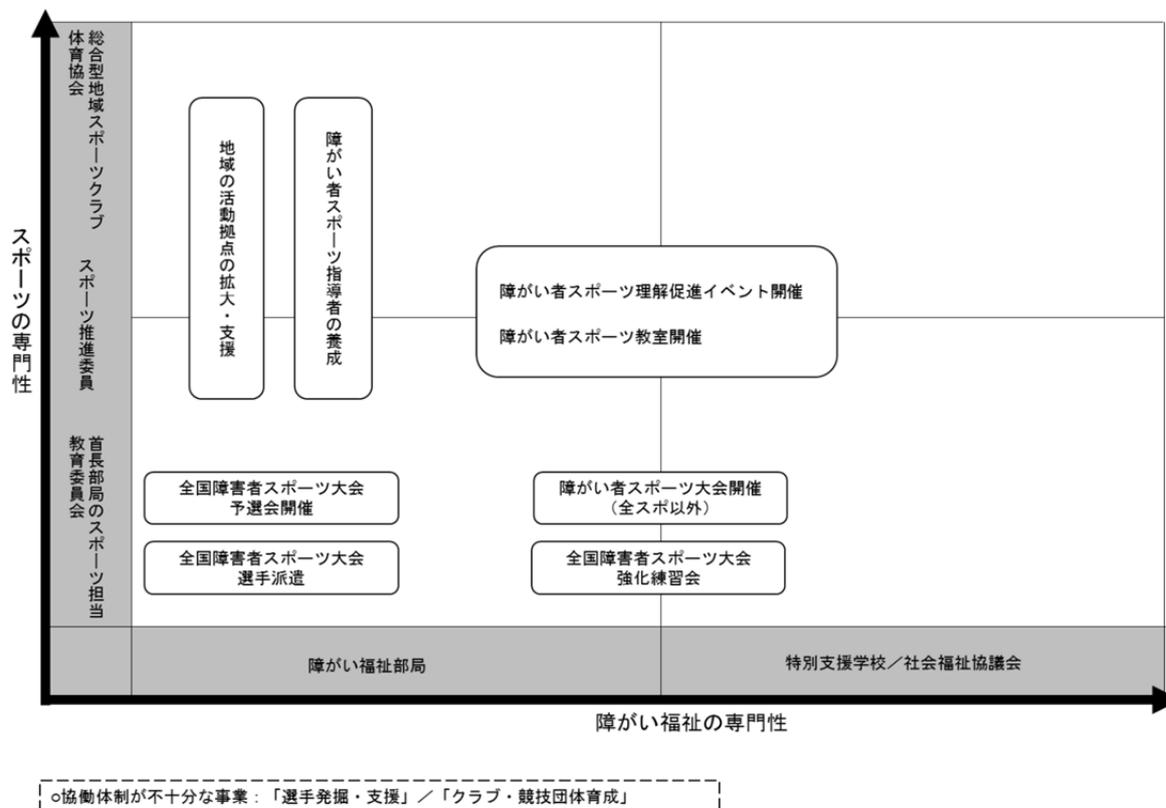
3) 他組織との連携について

障がい者スポーツ関係組織の現状と今後の連携についてみると、総じて、現状よりも今後の連携に期待する協会が多かった。「日本障がい者スポーツ協会」「障がい者スポーツ指導者協議会」との連携を期待する協会は約9割、「障がい者団体」「特別支援学校(特体連含む)」との連携を期待する協会は約8割であった。一方で「医療施設(病院・リハビリテーションセンター等)」「民間企業」「都道府県・指定都市のスポーツ推進委員協議会」「総合型地域スポーツクラブ」との連携を期待する協会は約半数であった。特に、医療施設との連携については今後についてもそれほど積極的ではなかったが、スポーツ導入の間口を広げる観点からも積極的な連携が望まれる。

スポーツ団体・企業においては、「プロスポーツ団体」との連携は、現状約7割の協会ができておらず、「総合型地域スポーツクラブ」では約6割、「都道府県・指定都市のスポーツ推進委員協議会」では約5割の協会が連携していなかった。「一般スポーツ競技団体」への今後の連携については、大半の協会が望んでおり、これはスポーツの専門性についての支援を期待していると考えられていることができる。民間企業との連携を今後求めている協会が約9割あり、事業そのものへの連携に加えて、資金援助の部分での支援を求めていることが推察される。現在、東京オリンピック・パラリンピックの機運に乗って、民間企業側も障がい者スポーツへの支援を積極的に進めようとしていることからより効果的な連携が望まれる。

4) 他組織との協働体制について

県等協会が実施している事業について、他組織と協働する体制をスポーツの専門性や障がい福祉の専門性の観点から整理した(図表 5-1)。



図表 5-1 協会実施事業: 協働する組織・団体のスポーツ・障がい福祉の専門性

全スポ関連事業(予選会開催、選手派遣)は、協会と行政が協働体制で実施していることが多く、事業の企画から、会場確保、広報・集客関連、当日運営まで幅広く両者が関わっている地域が多かった。予選会の開催や障害区分の判定、強化練習会、本大会への選手団派遣・帯同等については、障がい特性に配慮した対応、行動、コーディネート等の高い専門性が求められるため、協会が主導した連携・協働が不可欠であると言えよう。また、全スポ関連事業のなかでも、強化練習会は特別支援学校が当日の運営で関わるが多かった。

障がい者スポーツ大会(全スポ以外)の開催では、参加者に児童生徒が多数いるため、特別支援学校が広報・集客関連、当日運営に協力していることが多かった。全スポを含めて、大会に出場する選手の年齢層は、特別支援学校を中心とした児童生徒と中高齢者層に二極化される。教育の一環として教職員の協力を比較的得やすい特別支援学校とは、活動拠点としての活用も含めて、一層の連携・協働が必要であろう。

地域の活動拠点の拡大・支援や障がい者スポーツ指導者養成については、総合型クラブやスポーツ推進委員が広報・集客関連で協力していた。すでにスポーツ団体として確立してきたスポーツ

関係者のネットワークの活用や、これまでに活動してきたスポーツの場をともに利用していくことで、今まで障がい者スポーツに接する機会がなかった関係者が積極的に関わるきっかけになるはずである。今後は、総合型クラブやスポーツ推進委員の特長を生かした“スポーツ”の側からの支援にも今以上に期待したい。

障がい者スポーツ教室の開催や障がい者スポーツ連携促進イベントの開催には、行政をはじめ、総合型クラブ、スポーツ推進委員、体育協会、特別支援学校、社会福祉協議会など、スポーツの分野、障がい福祉の分野と、様々な団体・組織が関わっている。障がい者スポーツへの専門性がなくても、ハードルが低いために関わりを持ちやすいといえる。まずは、多くの団体・組織が入り口として関わりながら、スポーツの専門性の部分で総合型クラブ、体育協会、スポーツ少年団、競技団体などが貢献できる仕組みづくりができればよい。

地域の障がい者がスポーツを楽しむために必要になってくるのが、「場所」と「支援者」である。県等協会が障がい者スポーツセンターの指定管理者になっている場合は、その場所を拠点として活用しやすくなるが、施設を管理運営していない協会においては、場所の確保は容易ではない。今後は特別支援学校との協働や地域のスポーツ施設の指定管理者となっている総合型クラブや体育協会などと協働しながら、拠点を作っていくことが必要になってくる。

また、支援者については、日本障がい者スポーツ協会の公認障がい者スポーツ指導員の資格取得者を増やすことが重要であり、特別支援学校の教員対象、スポーツ施設の管理者対象、総合型クラブのクラブマネージャー対象など、すでに培ってきた能力に加えて、障がい者スポーツのノウハウを提供する一日研修会などで支援者を増やしていくことも有効である。さらに、多くの地域において協働体制が確立されていなかったクラブ・競技団体の育成については、すでに実践している新潟県の事例が参考になるであろう。特別支援学校やPTAと連携しながら、休日の学校を拠点としたクラブの設立や、総合型クラブ内に障がい者スポーツクラブを立ち上げて活動しているケースなど、地域の実情に合った工夫をしながら活動している。このように、地域の障がい者スポーツの振興には、県等協会がハブ機能を果たしながら、地域の事情に応じた協働体制を築いていくことが、継続的で着実な環境整備につながってくるはずである。

5)最後に

スポーツは障がいの有無に関わらず、皆がその価値を共有すべきものであり、そのためには県単位、市町村単位など身近な地域での障がい者スポーツの振興を推進することは非常に重要である。今回の調査で、その中心となる県等協会が地域の社会資源とのより一層の連携・協働を必要とし、そのネットワークを活かしながら事業推進を図ろうとしていることがわかった。しかしながら、県等協会の職員体制は十分ではないことも明らかになり、今後は地域のキーパーソンとしての責務を担う専任職員の配置、増員が必要不可欠であり、そのような職員体制の充実を期待したい。